

災害により被災された方について、障害福祉サービス（介護給付費・又は訓練等給付費）及び障害児通所利用料の減免制度があります。

いずれも申請が必要です。

【対象】

被災により、利用料の支払いが困難な方のうち、下記の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

【内容】

利用料を免除します。

なお、障害者支援施設等における食費・居住費の自己負担分については、現行どおり自己負担となります。

【申請に必要なもの】

- ・福祉サービス受給者証
- ・印鑑
- ・障害者手帳
- ・本人申立書
- ・罹災証明書（コピー可）・・・発行が遅くなる場合は、ご相談ください。

※場合によっては、異なる必要な書類があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課	障がい福祉係		0964-32-1387（直通） 0964-32-1111 （内線1128・1129・1134・1135）
三角支所	総合窓口課	健康福祉係	0964-53-1111（代）
不知火支所	総合窓口課	窓口係	0964-33-1111（代）
小川支所	総合窓口課	健康福祉係	0964-43-1111（代）
豊野支所	総合窓口課	窓口係	0964-45-2111（代）